

道路交通法施行令の一部を改正する政令案要綱

一 悪質・危険運転者対策の推進に関する規定の整備

(一) 妨害運転（著しい交通の危険）及び妨害運転（交通の危険のおそれ）に付する点数に関する規定を整備する。（別表第二関係）

(二) その他所要の規定を整備する。

二 施行期日等

(一) この政令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行することとする。

(二) 所要の経過措置を設ける。